広島県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

Ⅰ　趣旨

この基本方針は，「農地中間管理事業の推進に関する法律」第３条に基づき，広島県において，効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という。）が利用する農用地の面積の目標，農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定めるものである。

Ⅱ　基本方針

１　担い手が利用する農用地の面積の目標

国全体の集積目標「担い手に全農地の８割を集積」を達成するため，広島県における担い手が利用する農用地の面積目標は，次のとおりとする。

	平成24年度	概ね10年後 （令和５年度）
耕地面積（①）	56,900ha	56,900ha
うち担い手が利用する面積（②）	10,909ha	26,174ha
担い手への集積率（②／①）	19.2％	46％

２　１以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農地中間管理機構（以下「機構」という。）が貸付を行う担い手が利用する農用地の分散錯圃等の状況を把握し，連たん化・団地化を図る。

３　農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

（１）機構を担い手への農用地の集積・集約化を進める中核的な事業体として位置づけ，関係機関との連携を密にして，最大限に活用することにより，「地域計画」の達成に資する。

（２）集積された農用地については，集落法人，農業参入企業，認定農業者等の育成・確保，規模拡大や経営の効率化を目的として，その利用を図る。

（３）農地中間管理事業は，地域計画が策定され，地域ぐるみで農用地の集積・集約化に取り組む区域や農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域などにおいて重点的に実施する。

（４）機構は，利用することが著しく困難な農用地や貸付が見込まれない農用地については，農地中間管理権を取得しないものとする。

（５）機構は，地域計画を達成するため，市町段階の協議会及び農業者等の協議の場に積極的に参加し，他地域の担い手や農業参入を希望する企業等に対し，参入を働きかけるなど，市町及び農業委員会へ協力を行う。

（６）機構は，借り受けた農用地について，借受者とのマッチングを進めても貸付ができない場

合には，契約を解除することもできる。

（７）農用地の改良，造成又は復旧等は，国や県の農業農村整備事業を活用して実施する。

４　農地中間管理事業の実施方法

（１）農地中間管理事業は，３（１）のとおり，機構が中核的な事業体として実施する。

（２）農地中間管理事業については，機構が策定する「農地中間管理事業規程」（以下「事業規程」という。）に沿って実施する。

（３）事業規程には，次の事項を定めるものとする。

① 農地中間管理事業の推進体制
② 農地中間管理事業を重点的に実施する区域
③ 農地中間管理権を取得する農用地等の基準
④ 農地中間管理権の取得の方法
⑤ 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先の決定ルール）
⑥ 農業経営の委託を受ける農用地等の基準
⑦ 農業経営の受託の方法
⑧ 農業経営の委託を行う方法（受託者の決定ルール）
⑨ 農作業の委託を受ける農用地等の基準
⑩ 農作業の受託の方法
⑪ 農作業の委託を行う方法（受託者の決定ルール）
⑫ 賃料の水準及び支払の方法
⑬ 委託料の水準及び決済等の方法
⑭ 農地中間管理権等の解除
⑮ 農用地等の利用状況の報告等
⑯ 農地中間管理事業に係る手数料の徴収
⑰ 農地中間管理権を有する農用地等の利用の条件の改善を図る業務の実施基準
⑱ 農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制
⑲ 農地中間管理事業に係る業務委託の基準
⑳ 共有者不明農用地等の対応
㉑ 遊休農地への対応
㉒ 不適正な事案が生じた場合の対応
㉓ その他必要な事項

（４）農用地利用集積等促進計画については市町が案を定めることとし，機構は，その内容が事業規程に適合すると判断した場合には，その計画を決定する。

（５）機構は，市町の同意を得た上で，業務の一部を市町に委託することができる。また，ＪＡ等が当該業務を適切に行うことができると認められる場合には，市町に代えて，ＪＡ等に委託することができるものとする。

５　農地中間管理事業に関する普及啓発

（１）機構は，地域計画の策定・見直しのプロセスにおいて，地域の関係者に機構の活用方法等について，周知徹底を図る。

（２）機構は，県や各市町等が実施する農業関連の研修や勉強会を活用して，農地中間管理事業による担い手への集積・集約化の機運の醸成を図る。

６　県，市町，機構及び関係団体等の連携及び協力

県，機構，市町（農業委員会を含む），ＪＡ等関係団体は，各組織の役割分担を明確にした上で，相互の連携・協力により農地中間管理事業の円滑な実施に努める。

附　則

この方針は，平成26年３月24日から施行する。

附　則

この方針は，令和元年11月１日から施行する。

附　則

この方針は，令和５年４月１日から施行する。